

- 長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例・・・1～10P
- 長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針・・・11～13P
- 審議会等の会議の公開に関する指針・・・14～15P

○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成27年3月27日長野市条例第3号

改正

平成27年7月1日条例第39号

平成28年3月30日条例第1号

平成28年6月30日条例第38号

平成29年3月30日条例第3号

平成30年3月28日条例第1号

平成30年12月20日条例第48号

平成31年3月29日条例第2号

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等に関し、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を設置し、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 附属機関は、必要に応じて市長等に意見を述べることができる。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が必要と認める者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

(特別委員及び専門委員)

第4条 附属機関に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があると認めるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者等のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する

る調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長等（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関は、会長等が招集し、会長等が会議の議長となる。

2 附属機関は、委員（議事に関係のある特別委員が置かれている場合にあつては、当該委員を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議事に関係のある特別委員が置かれている場合にあつては、当該委員を含む。）の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

4 附属機関は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会等及び議決の特例)

第7条 附属機関に、特定又は専門の事項に係る調査及び審議のため必要に応じて部会、専門分科会又は小委員会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会等について準用する。

3 別表の1に規定する長野市青少年健全育成審議会においては、長野市青少年保護育成条例（平成14年長野市条例第37号）第16条第1項に規定する事項に係る部会等の審議は、同審議会が行ったものとみなす。

(守秘義務)

第8条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(長野市行政改革推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 長野市行政改革推進審議会条例(平成15年長野市条例第3号)
- (2) 長野市公共施設適正化検討委員会条例(平成26年長野市条例第34号)
- (3) 長野市総合計画審議会条例(平成14年長野市条例第4号)
- (4) 長野市都市内分権審議会条例(平成17年長野市条例第3号)
- (5) 長野市特別職報酬等審議会条例(昭和41年長野市条例第23号)
- (6) 長野市住宅対策審議会条例(昭和42年長野市条例第37号)
- (7) 長野市住居表示審議会条例(昭和42年長野市条例第1号)
- (8) 長野市予防接種健康被害調査委員会条例(昭和54年長野市条例第17号)
- (9) 長野市学校給食センター等運営審議会条例(昭和42年長野市条例第8号)
- (10) 長野市教育支援委員会条例(昭和47年長野市条例第24号)
- (11) 長野市文化芸術振興審議会条例(平成21年長野市条例第39号)
- (12) 長野市青少年健全育成審議会条例(昭和60年長野市条例第14号)
- (13) 長野市消防委員会条例(昭和42年長野市条例第18号)

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に次の表の左欄に掲げる附属機関又は合議体(以下「旧附属機関等」という。)にされた諮問等で、この条例の施行の際当該諮問等に対する答申等がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関(以下「新附属機関」という。)にされた諮問等とみなし、当該諮問等について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附則第2項各号に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で左欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
施行日前に存する合議体	別表に掲げる附属機関で左欄に掲げる合議体と同一の名称のもの

4 この条例の施行の際現に旧附属機関等の委員である者は、施行日に、それぞれ新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員のそれぞれの任期にかかわらず、施行日における旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長等が別に定める。
(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

6 長野市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年7月1日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(長野市食育推進審議会条例の廃止)

2 長野市食育推進審議会条例(平成20年長野市条例第28号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に従前の長野市健康づくり推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定により長野市健康増進・食育推進審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例別表の1長野市健康増進・食育推進審議会の項の規定にかかわらず、同日における従前の長野市健康づくり推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行に伴い新たに委嘱される長野市健康増進・食育推進審議会の委員の任期は、新条例別表の1長野市健康増進・食育推進審議会の項の規定にかかわらず、前項の規定により長野市健康増進・食育推進審議会の委員に委嘱されたものとみなされた者の長野市健康増進・食育推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

5 長野市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年6月30日条例第38号)

この条例は、平成28年7月20日から施行する。

附 則(平成29年3月30日条例第3号)

この条例は、平成29年5月15日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例中別表の1長野市放課後子ども総合プラン推進委員会の項の次に次のように加える改正規定は平成30年4月1日から、その他の規定は同年6月1日から施行する。

（長野市産業振興審議会条例の廃止）

- 2 長野市産業振興審議会条例（平成17年長野市条例第91号）は、廃止する。

（長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

- 3 長野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（長野市農業振興条例の一部改正）

- 4 長野市農業振興条例（平成26年長野市条例第68号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年12月20日条例第48号）

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第2号）

この条例は、平成31年6月7日から施行する。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、住居表示整備事業に関する事項について調査及び審議すること。	18人以内	2年
長野市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並びに政務活動費の額に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市防災基金運営	市長の諮問に応じ、長野市防災基金の運	10人以内	2年

委員会	用から生ずる収益による事業及び市民等の防災活動等に対する顕彰に関する事項について調査及び審議すること。		
長野市指定管理者選定委員会	市長の諮問に応じ、公の施設の指定管理候補団体の選定及び指定管理者に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市行政改革推進審議会	市長の諮問に応じ、行政改革の推進に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市公共施設適正化検討委員会	市長の諮問に応じ、公共施設の適正化に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市PFI事業等審査委員会	市長の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定による特定事業の選定等に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市総合計画審議会	市長の諮問に応じ、長野市総合計画に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市都市内分権審議会	市長の諮問に応じ、長野市版都市内分権に関する事項について調査及び審議すること。	30人以内	2年
ながのまちづくり活動提案審査委員会	市長の諮問に応じ、ながのまちづくり活動支援事業補助金の補助対象となる活動の選考等に関する事項について調査及び審議すること。	7人以内	2年
長野市やまざとビジネス支援補助金審査	市長の諮問に応じ、長野市やまざとビジネス支援補助金の補助対象となる事業の	6人以内	2年

委員会	選考等に関する事項について調査及び審議すること。		
長野市介護サービス向上検討委員会	市長の諮問に応じ、介護サービスの質的な向上に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	3年
長野市地域密着型サービス等運営委員会	市長の諮問に応じ、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の運営に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	3年
長野市地域包括支援センター運営協議会	市長の諮問に応じ、地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	3年
長野市健康増進・食育推進審議会	市長の諮問に応じ、長野市健康増進計画、長野市食育推進計画その他市民の健康の増進及び食育の推進に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市予防接種健康被害調査委員会	市長の諮問に応じ、予防接種により発生した健康被害に関する事項について調査及び審議すること。	12人以内	2年
長野市放課後子ども総合プラン推進委員会	市長の諮問に応じ、放課後子ども総合プランの実施に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会	市長の諮問に応じ、特定教育・保育施設等で発生した重大事故に関する事項について調査及び審議すること。	5人以内	2年
長野市幼児期の教育・保育の在り方検討委員会	市長の諮問に応じ、幼児期の教育・保育の在り方に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市廃棄物処理施	市長の諮問に応じ、廃棄物の処理及び清	6人以内	2年

設設置審査会	掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する生活環境の保全に関する事項について調査及び審議すること。		
長野市商工振興・雇用促進審議会	市長の諮問に応じ、商業及び工業の振興並びに雇用の促進に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市観光振興審議会	市長の諮問に応じ、観光の振興に関する事項について調査及び審議すること。	14人以内	2年
長野市文化芸術振興審議会	市長の諮問に応じ、文化芸術の振興のための施策の策定及び推進に関する事項について調査及び審議すること。	12人以内	2年
長野市芸術文化振興基金運営委員会	市長の諮問に応じ、長野市芸術文化振興基金の運用から生ずる収益の用途及び活用に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市農業振興審議会	市長の諮問に応じ、農業及び農村の振興に関する事項について調査及び審議すること。	14人以内	2年
長野市林業振興審議会	市長の諮問に応じ、森林の整備及び林業の振興に関する事項について調査及び審議すること。	14人以内	2年
長野市住宅対策審議会	市長の諮問に応じ、住宅供給に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市都市再生整備計画評価委員会	市長の諮問に応じ、都市再生整備計画事業等の事業評価及び今後のまちづくりの方策に関する事項について調査及び審議すること。	5人以内	2年
長野市中心市街地活性化基本計画評価専	市長の諮問に応じ、長野市中心市街地活性化基本計画の実績に係る評価及び変更	8人以内	5年

門委員会	に関する事項について調査及び審議すること。		
長野市歴史的風致維持向上協議会	市長の諮問に応じ、長野市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更並びに円滑な実施に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市消防委員会	市長の諮問に応じ、消防の運営に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市農業委員会委員選考委員会	市長の諮問に応じ、長野市農業委員会の委員の選考に関する事項について調査及び審議すること。	8人以内	3年
長野市おひざで絵本事業絵本選定委員会	市長の諮問に応じ、おひざで絵本事業で贈呈する絵本の選定に関する事項について調査及び審議すること。	8人以内	2年
長野市青少年健全育成審議会	市長の諮問に応じ、青少年の健全育成及び保護育成に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、心身に障害があること等により特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な教育的支援に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市活力ある学校づくり検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校における少子化に対応した新たな学校づくりの在り方並びに学校の規模、配置及び通学区域に関する事項について調査及び審議すること。	12人以内	2年

長野市教育委員会結核対策委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校における結核対策に関する事項について調査及び審議すること。	6人以内	1年
長野市学校給食センター等運営審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食センター及び学校給食共同調理場の運営に関する事項について調査及び審議すること。	25人以内	2年
長野市子ども読書活動推進計画策定委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市子ども読書活動推進計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	7人以内	1年
長野市立図書館基本計画策定委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市立図書館基本計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	8人以内	1年

3 市長等の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市教育振興基本計画策定委員会	市長等の諮問に応じ、長野市教育振興基本計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市生涯学習推進計画策定委員会	市長等の諮問に応じ、長野市生涯学習推進計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年

長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針

第1章 総則

第1 目的

この指針は、本市における附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）の透明性・効率性を高め、開かれた市政の一層の推進に資するため、附属機関等の適正な設置及び公正かつ円滑な運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

- (1) この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する機関をいう。
- (2) この指針において「懇談会等」とは、各所管課が所管する施策等に資するため、法律又は条例の規定に基づかず、要綱等により、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等に参集を求め、意見聴取又は意見交換の場として開催する会議、会合等をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。
 - ア 行政職員（関係行政機関の職員を含む。）のみを構成員とするもの
 - イ 関係団体間（各種指導員、相談員等を含む。）との連絡調整、研修等を目的とするもの
 - ウ 市と関係団体等がイベント等の特定の事業を実施するために組織するもの
 - エ その他、本指針の対象として適当でないもの

第2章 附属機関

第3 設置

- (1) 調停、審査、答申又は調査等を行い、合議による意思決定を行うものは、条例に基づき設置する。
- (2) 新たな審議・検討事項が生じた場合においても、可能な限り既存の附属機関の活用を図り、安易に附属機関を設置しない。
- (3) 新たに附属機関を設置する場合は、所管課は、あらかじめ総務部行政管理課と協議するものとする。

第4 委員の定数等

- (1) 附属機関の委員の定数は、20人以内を目途とし、審議の充実や迅速化を図るため、委員の改選期等を目途に、適正規模にするよう努める。
- (2) 条例に規定する特別委員及び専門委員については次のとおりとする。
 - ア 特別委員（特別の事項を調査又は審議するために、臨時の必要に応じて置かれる委員）は、委員の定数に含め、特別の事項に関する審議に関しては当該附属機関の意思決定に当たって議決権を有するものとする。
 - イ 専門委員（専門の事項を調査するため、臨時の必要に応じて置かれる委員）は、委員の定数に含めず、当該附属機関の意思決定に当たって議決権を有しないものとする。

第5 委員の選任

附属機関の委員の選任に当たっては、次のことに配慮する。

- (1) 任期は、1期2年を目途に最長3期又は6年までとする。
- (2) 若年層その他幅広い年齢層からの参画を得るよう選任する。
- (3) 学識経験者の選任は、偏ることのないよう広範な職域から行う。
- (4) 関係団体等からの選任は、当該団体の意向を踏まえ、代表者等に特定せず広く構成員の中から推薦を受ける。

- (5) 女性の参画を積極的に進め、「長野市男女共同参画基本計画」に基づき女性委員の割合が40パーセント以上になるよう努める。
- (6) 原則的に市民公募枠を設け、広く市民に参画を呼びかける。「審議会委員公募要領(例)」を参考に所管課で公募要領を作成の上、公募委員の割合が20パーセント以上になるよう努める。ただし、法律等に定めがある場合又は次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 行政処分、不服審査、職員処分等に関する事項について審議及び意見聴取等を行うもの
 - イ 長野市情報公開条例第7条各号で規定する非公開情報と認められる事項について審議及び意見聴取等を行うもの
 - ウ 所掌事務及び意見聴取事項が高度に専門的であるため、全ての委員が高度な専門知識を有する必要があるもの
- (7) 附属機関の委員は、別の附属機関又は懇談会等との兼職は避け、やむを得ず兼職させる場合は、必要最小限とする。
- (8) 市議会議員の選任は、市議会議長通知(平成13年5月18日付け13議第46号)を踏まえ、対応する。
- (9) 市職員(非常勤職員を含む。)の任命は、法律及び条例に定めがある場合又はその他特別の事情がある場合を除き行わない。

第6 委員の報酬額

附属機関の委員の受ける報酬の額を定めようとするときは、長野市特別職の職員の給与に関する条例(昭和41年条例第24号)に規定する額と均衡を失しないように定めるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第7 個人番号の取扱い

マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号))の規定に基づき、委員への報酬支払いに関する源泉徴収票、給与支払報告書など税務関係調書の作成に必要となる委員の個人番号の取扱いについて、次の点に留意する。

- (1) 個人番号の提供を求めるに当たっては、利用目的を明示する。
- (2) 個人番号の提供を受けるに当たっては、個人番号カードの提示又は通知カードと官公署発行の顔写真付き書類の提示を求めるなど番号確認と本人確認をする。
- (3) 個人番号を目的外に利用し、又は提供しない。
- (4) 個人番号の漏えい、滅失等をしないよう取扱者を限定し、及び保管方法を定めるなど安全かつ適切な管理をする。
- (5) 必要のない個人番号は、保管期限経過後に速やかに廃棄し、又は削除する。

第8 会議の公開等

「審議会等の会議の公開に関する指針」(平成13年4月1日適用)に基づき、原則として会議を公開し、透明性の向上を図るとともに、会議資料や会議録を市ホームページに掲載するなどして会議内容の情報提供に努める。

第9 廃止・統合の見直し

既存の附属機関については、その役割や必要性を十分検討し、次に該当するものは、廃止又は統合の見直しを検討する。

- (1) 目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢等の変化により必要性が低下したもの
- (3) 過去5年間開催されず、活動が不活発なもの。ただし、案件発生の都度など不定期に開催する附属機関を除く。
- (4) 他の手段等で代替が可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関と重複又は類似しているもの

- (6) その他効率性等の理由により廃止又は統合が適当なもの

第3章 懇談会等

第10 設置及び運営等

懇談会等を設置する場合は、所管課は、あらかじめ総務部行政管理課と協議する。また、附属機関と明確に区別するため、特に次の事項に留意する。

- (1) 法律又は条例に基づく附属機関と誤解されないよう、「審査会」、「審議会」又は「調査会」の名称を用いない。
- (2) 設置目的、活動内容中に、「調停」、「審査」、「諮問」又は「調査」の表現を用いない。
- (3) 合議による意思決定を行わない。また、定足数や議決方法などの議事手続を定めない。
- (4) 聴取した意見等については、「答申」、「建議」又は「報告」等附属機関の審議結果と受け取られるような集約を行わない。
- (5) 委員の決定については、一般文書により依頼し、委嘱書を交付しない。
- (6) 委員が会議に出席したことに対し、対価を支払う場合の歳出科目は、報償費とする。

2 第4から第8までの規定は、懇談会等に準用する。

第4章 補則

第11 その他

- (1) 附属機関等の新設、廃止、統合に係る起案は、総務部行政管理課に合議する。
- (2) 委員の決定（委嘱又は依頼）に係る起案は、総務部行政管理課に合議する。なお、委員の選任について特別な事情がある場合は、その理由を起案に明記する。

附 則

この指針は、平成27年6月2日から施行する。ただし、第7の規定は、平成27年10月5日から施行する。

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、市民に審議会等の会議を公開することにより、審議の状況を明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

2 対象審議会

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及びこれに準ずるもの(以下「審議会等」という。)とする。

3 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、例外的に非公開とすることができるものとする。

- (1) 個人に関する情報を審議等する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生ずると認められる場合
- (3) 公開すること自体が、公の福祉等に反すると認められる場合

4 会議の非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の非公開の決定は、原則として審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。ただし、前項の規定により、あらかじめ会議の議題の内容が非公開の事由に該当することが明らかである場合は、この限りでない。
- (2) 審議会等が会議を公開しないことを決定したときは、その理由を示さなければならない。
- (3) 非公開であっても、審議内容を明らかにするよう努めるものとする。最終結果については、審議会等の長の会見を行う。

5 公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、審議会等の長が、希望する市民等に傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等を公開で行う会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席、記者席を設けるものとする。多数の場合は、公平性を期し、抽選により決定する等の措置をとる。また、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、会議資料のうち、非公開情報に係る資料及び参考資料を除く。
- (3) 審議会等の長は、公開にあたり、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

- (1) 審議会等の会議を開催するにあたっては、開催日程等について当該会議開催の一週間前までに公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときはこの限りでない。
- (2) 前項の会議開催を行政資料コーナー等において市民の閲覧に供するとともに、会議の日程等の一覧を市のホームページに掲載する。その際、別紙「審議会等の会議開催情報」によるものとする。

7 会議録の作成、情報提供

- (1) 審議会等は、会議終了後速やかに、会議録を作成するものとする。会議録は、当該会議における審議内容、審議経過等を市民が十分理解できるような形式とするよう努めるものとする。
- (2) 審議会等は、会議資料（非公開情報に係る資料及び参考資料等を除く。）を市民の閲覧に供すること、市のホームページに掲載すること等により、審議状況を公表するよう努めるものとする。
- (3) 市長は、審議会等の名称、目的等に関する資料を作成し、市民の閲覧に供するものとする。

8 適用期日

- (1) この指針は、平成13年4月1日以降に開催される審議会等の会議から適用するものとする。
- (2) 前項で対象とするものは、新規事案とする。継続中のものについては、可能な限り、指針に準じた手続きを経ることとする。